

総 税 市 第 7 5 号
令和 4 年 9 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

】 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令及び同令第七条
第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件の
制定について（通知）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 3 0 0 号）
は令和 4 年 9 月 9 日に公布され、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとされたところ
であり、また、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号
及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和 4 年総務省告示第 3
1 0 号）は令和 4 年 9 月 9 日に告示され、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとさ
れたので、通知します。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術
的な助言）に基づくものです。

記

- 第 1 森林環境税を課さないこととされている、前年の合計所得金額が一定の金額以
下の者について、その金額を定めることとした。（令 1）
- 第 2 都道府県は、森林環境税に係る徴収金として払い込まれた額又は徴収した額を
国に払い込む場合には、森林環境税に係る徴収金の額その他必要な事項を速やか
に国に通知することとした。（令 2）

第3 森林環境税の免除の対象となる者は、次に掲げる者とする事とした。(令5
～7・告示)

- 1 災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者
- 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助等を受けている者
- 3 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合として総務大臣が定める場合に該当する等の特別の事情により森林環境税の納付が困難と認められる者

第4 市町村が都道府県を經由して国に対して報告する事項を当該年度分の森林環境税の納税義務者の数、同年度分の森林環境税の課税額、同年度の前年度分の森林環境税に係る免除及び滞納の状況等とする事とした。(令9)

第5 公的年金等に係る所得に係る個人の道府県民税及び個人の市町村民税の特別徴収と併せて行う森林環境税の特別徴収については、令和6年度分の森林環境税に限り、令和6年10月、12月及び令和7年2月における公的年金等の支払の際に特別徴収することとした。(令附2)

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「令」: 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)

「告示」: 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件(令和4年総務省告示第310号)